

奨学金返還支援補助金のお知らせ

大学など卒業後、利根町に居住する
方の奨学金返還を補助します！

町では、若い方の移住定住の促進を図ることを目的として、大学など卒業後に本町に居住した場合に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を実施しています。

▼対象奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金（１種、２種）
- ・茨城県奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金のみ）
- ・その他町長が認める奨学金

▼対象者

- 奨学金の返還開始から基準日（１月１日）まで継続して町内に住所を有する方で①～③のいずれかに該当する方
 - ①補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者
 - ②前年に交付決定を受けた方
 - ③在学中に奨学金等の返還を開始した方
- ※①～③に該当し、かつ次のいずれかに該当する方
- ア 常時雇用者
 - イ 個人で農業その他事業を営む者またはその事業専従者
 - ウ 申請初年度で、常時雇用者ではない、現在求職中の方
- ※その他所定の要件がございます。

▼補助金額

毎年１月１日を基準日とし、その前年（１月～１２月）に返還した奨学金の額上限20万円／年

定額減税補足給付金（調整給付金）のお知らせ

定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる方を対象に1万円単位で切り上げた差額の給付を行います。

▼調整給付金の対象となる方

次の要件をすべて満たす方（納税義務者）

- ・令和6年度個人住民税が利根町で課税されている
- ・定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額を上回る
- ・合計所得金額が1805万円以下である

▼支給金額算出方法

○定額減税可能額

所得税分…3万円×（本人＋扶養親族数）

個人住民税…1万円×（本人＋扶養親族数）

○給付額

（1）と（2）の合計額を1万円単位に切り上げる

（1）所得税分定額減税可能額・令和6年分推計所得税額（1）＜0の場合0）

（2）個人住民税所得割分定額減税可能額・令和6年度個人住民税所得割額（2）＜0の場合0）

▼支給手続きについて

対象の方には、8月中旬に税務課より支給要件確認書を郵送します。記載内容をご確認いただき、必要事項をご記入の上、本人確認書類等とあわせて

▼補助対象期間

対象となる奨学金の返還を開始した年から起算して10年

▼申請受付期間

令和7年1月6日（月）～1月31日（金）必着必要書類を揃えて、政策企画課へ提出してください。

申請書類は町公式ホームページからダウンロードするか政策企画課までお問い合わせください。

▼問い合わせ先

政策企画課 地域振興係
☎68・2211（内線333）
chiki@town.tone.lg.jp



ご返送ください。

○提出期限…10月31日（木）（消印有効）

※期限までに返送されない場合は、辞退したものとし、給付金が支給されなくなりますのでご注意ください。

▼支給時期

支給要件確認書の受理後、2～3週間程度

▼調整給付金の支給額に不足が生じる場合

令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのち、再計算して、調整給付に不足が生じた（新たに発生した）場合、令和7年度に不足分の給付を予定しています。

▼問い合わせ先

税務課 町民税係
☎68・2211（内線203）
詳細はこちらのページへアクセスをお願いします。
<https://www.town.tone.lg.jp/page/ibaraki.jp/page/page05993.html>



蜂駆除補助金のお知らせ

蜂による危害を防止し、生活の安全とより良い環境づくりに寄与するために蜂駆除費用を補助します。

▼蜂の種類

スズメバチ亜科スズメバチ類およびアシナガバチ亜科アシナガバチ類

▼補助対象者

蜂の巣（事業の用に供されている土地または建物（店舗兼住宅を除く）に営巣されているものを除く）を業者に依頼して駆除した者であり、次のいずれにも該当する方

- ①町の住民基本台帳に、記載されていること。
- ②町内に所在する土地または建物を所有していること。
- ③町税などを滞納していないこと。
- ④申請年度において当該補助金の交付を受けていないこと。

▼補助金の額

巣の除去に要した費用の2分の1とし、1万円を限度とする。
（100円未満の端数は切り捨てる。）

▼申請方法

次の書類をすべて提出してください。

- ①申請書
- ②駆除費用に係る領収書の写し
- ③駆除を行った場所の位置図および見取り図
- ④前景ならびに駆除前および駆除後の写真（巣および蜂の種類がわかるもの）

物価高騰重点支援給付金のご案内

令和6年度に新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯の方へ

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯（令和6年度新たに住民税均等割非課税世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯）を対象に、1世帯あたり10万円を支給します。

また、支給対象世帯の中に、基準日（令和6年6月3日）において、18歳以下（平成18年4月2日以降に出生）の児童がいる場合、対象児童1人あたり5万円を加算して支給します。

▼支給対象世帯

令和6年6月3日時点で利根町に住民登録があり、令和6年度住民税（定額減税前）の課税状況が次のいずれかに該当する世帯

- ・世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯
- ・世帯全員が令和6年度住民税均等割のみ課税者である世帯
- ・令和6年度住民税均等割のみ課税者と住民税均等割非課税者で構成される世帯

※ただし、次のいずれかに該当する場合
合は対象外となります。

- ・令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金または令和5年度物価高騰重点支援金（均等割課税）の支給対象世帯（他の自治体で同趣旨の給付金の支給対象となった世帯、または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯も対象外です）

▼交付申請の時期

巣の駆除を実施した日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれかの早い日までに申請してください。

▼問い合わせ先

生活環境課 環境衛生係
☎68・2211（内線237）



・世帯全員が、住民税均等割課税者に扶養等された者のみで構成された世帯（事業専従者等を含む）

・租税条約による住民税の免除を受けている方を含む世帯

▼手続きについて

（1）世帯全員が、令和6年1月1日以前から利根町にお住いの世帯
対象となる世帯の世帯主の方に、8月下旬に町から給付内容や確認事項が書かれた確認書を発送します。内容を確認し、同封の返信用封筒にてご返送ください。

（2）世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯
給付金を受け取るには、世帯主の方からの申請が必要です。申請書に必要事項をご記入の上、必要書類と一緒に郵送または、直接役場福祉課へご提出ください。（申請書は、福祉課窓口で配布しているほか、町公式ホームページに掲載しています。）

▼申請期間

9月2日（月）～10月31日（木）

▼支給時期

申請書を受理後、2週間程度

▼問い合わせ先

福祉課 社会福祉係
☎68・2211（内線121）